平成２７年（フ）第３１号
兵庫県川西市緑台３丁目２番地の110
債務者　Ｄｒ．リフォームことヒカリ仮設工業こと　久岡　康臣
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第９６号
広島市安佐北区安佐町大字飯室921番地375
債務者　ティワイこと　山本　隆明
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２２６号
広島市安佐北区亀崎３丁目19番89―303号
債務者　堀本みゆき
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４７号
新潟市中央区沼垂東１丁目７番31号
債務者　海老名博史
1　決定年月日時　平成27年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８４号
石川県白山市福留町660番地70
債務者　浦　　芳子（旧姓眞吉）
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第４１号
三重県鈴鹿市住吉５丁目11番38号、前住所三重県鈴鹿市住吉３丁目４番５号
債務者　安村　　勉
1　決定年月日時　平成27年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第４２号
三重県鈴鹿市住吉５丁目11番38号、前住所三重県鈴鹿市住吉３丁目４番５号
債務者　安村とみ子
1　決定年月日時　平成27年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１０号
鳥取県鳥取市桂木707番地１　ルピナＪ202号、旧住所鳥取県鳥取市宮長183番地１　ユトリロ203号
債務者　森木　裕之
1　決定年月日時　平成27年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２号
島根県浜田市笠柄町113番地
債務者　山内　　誠
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２７年（フ）第９号
広島県尾道市向東町1843番地
債務者　藤原　博史
1　決定年月日時　平成27年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第１２７号
山口市楠木町９番３号　朝倉アパートＢ―103
債務者　兼重　浩一
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５９号
宮崎県日向市大字日知屋5806番地
債務者　佐藤　里恵
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第７５号
宮崎市佐土原町下田島11056番地４
債務者　黒田　咲三
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１９号
秋田県能代市字鳥小屋９番地11
債務者　伊藤　星治
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第２３号
石川県小松市大島町カ156番地１
債務者　吉田　卓実
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第６３号
山梨県南アルプス市西野1274番地23
債務者　地場　正人
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３３号
長野県松本市南原２丁目14番Ｃ―505号
債務者　古谷アイこと　フルタニ　グリセリア　ビラルーズ（ＦＵＲＵＴＡＮＩ　ＧＬＩＣＥＲＩＡ　ＶＩＬＬＡＬＵＺ）
1　決定年月日時　平成27年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
長野地方裁判所松本支部